

令和 6 年度

茂原市健全化判断比率審査意見書

茂原市資金不足比率審査意見書

茂原市監査委員

茂 監 第 3 9 号

令和 7 年 8 月 1 2 日

茂原市長 市原 淳 様

茂原市監査委員 風 戸 博 恭

茂原市監査委員 岡 澤 与志隆

茂原市健全化判断比率及び資金不足比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和7年7月22日付け茂総務第42号にて審査に付された令和6年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和6年度茂原市健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は、財政健全化計画の策定が義務付けられる早期健全化基準を下回っていることが認められた。

健全化判断比率の状況

（単位：％）

	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.51	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.51	30.00
③ 実質公債費比率	11.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	67.7	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「—」となっているのは、算定の基礎となる赤字額がないことを表す。

※ 地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合、財政健全化計画を定めなければならない。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条第1項）

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等^{※1}の実質赤字額が標準財政規模^{※2}に対してどれくらいの比率になるかを示したものであり、地方公共団体の財政的な健全性を図るための指標である。

令和6年度決算における本市の標準財政規模は、19,830,650千円である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計等	815,473	793,183	942,425

令和6年度の本市の一般会計等は、942,425千円の黒字となったことから、実質赤字比率は算定されなかった。

本市における実質赤字比率の推移は、次表のとおり。

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質赤字比率	—	—	—

(注) 上記表中の「—」は、実質赤字額がないことを表している。

※1 一般会計等とは、一般会計と一般会計等に属する特別会計（公債管理特別会計等）から構成されるが、本市においては、一般会計等に属する特別会計がないため一般会計のみで算定されている。

※2 標準財政規模とは、その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加算したもの。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値である。

本市における標準財政規模の推移は、次表のとおり。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
標準財政規模	18,980,335	19,464,440	19,830,650

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営事業会計を含む市のすべての会計を対象とし、その連結実質赤字額が標準財政規模に対してどれくらいの比率になるかを示したものであり、地方公共団体全体の財政的な健全性を図るための指標である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{A \text{ (①+②)} - B \text{ (③+④)}}{\text{標準財政規模}}$$

- ① 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業特別会計の資金不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業特別会計の資金剰余額の合計額

※ 本市におけるすべての会計は下記のとおり（P 8 会計区分のイメージ参照）

【一般会計等】

- ・一般会計

【公営事業会計】

（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計）

- ・国民健康保険 ・介護保険 ・後期高齢者医療 ・駐車場

（公営企業に係る会計）

- ・下水道（法適用企業） ・農業集落排水（法適用企業）

（単位：千円）

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般会計・特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	一般会計	815,473	793,183	942,425
	国民健康保険事業会計	30,404	85,273	79,276
	介護保険事業会計	440,073	214,694	224,440
	後期高齢者医療事業会計	17,168	26,556	49,191
	駐車場事業会計	3,502	8,159	4,861
	小計	1,306,620	1,127,865	1,300,193
公営企業に係る会計	下水道事業会計	283,472	432,758	431,350
	農業集落排水事業会計	22,039	267,076	35,946
	小計	305,511	699,834	467,296
合計		1,612,131	1,827,699	1,767,489

令和6年度については、すべての会計において実質赤字(①)及び資金不足額(②)は算出されず、実質黒字(③)及び資金剰余額(④)の合計額は1,767,489千円となったことから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

本市における連結実質赤字比率の推移は、次表のとおり。

(単位：％)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結実質赤字比率	—	—	—

3 実質公債費比率(直近3か年平均値)

一般会計等が負担する地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金の標準財政規模(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対する比率であり、地方公共団体の実質的な公債費負担の規模を示す指標である。

$$\text{実質公債費比率(3か年平均)} = \frac{A \text{ (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)} - B \text{ (⑧+⑨+⑩+⑪)}}{C \text{ (⑫+⑬+⑭)} - D \text{ (⑨+⑩+⑪)}}$$

- ① 元利償還金の額(繰上償還額等を除く)
- ② 積立不足額を考慮して算定した額
- ③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)
- ④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金
- ⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
- ⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
- ⑦ 一時借入金の利子
- ⑧ 特定財源の額
- < (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 >
- ⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
- ⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額
- ⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
- < (C) 標準財政規模 >
- ⑫ 標準税収入額等
- ⑬ 普通交付税額
- ⑭ 臨時財政対策債発行可能額

(単位：千円・%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度－令和3年度
A	①	3,728,304	3,643,229	3,768,827	3,710,906	▲ 17,398
	②	—	—	—	—	—
	③	—	—	—	—	—
	④	433,693	405,079	375,730	352,611	▲ 81,082
	⑤	272,157	257,892	358,403	315,184	43,027
	⑥	108,074	108,582	109,077	109,605	1,531
	⑦	562	1,003	299	0	▲ 562
小計		4,542,790	4,415,785	4,612,336	4,488,306	▲ 54,484
B	⑧	374,897	344,133	304,772	370,586	▲ 4,311
	D	⑨	490,484	456,551	442,819	▲ 47,665
		⑩	1,664,920	1,713,226	1,670,414	5,494
		⑪	66,525	59,998	43,934	▲ 22,591
	計	2,221,929	2,229,775	2,201,537	2,157,167	▲ 64,762
小計		2,596,826	2,573,908	2,506,309	2,527,753	▲ 69,073
C	⑫	14,374,211	14,709,866	15,085,568	14,976,976	602,765
	⑬	3,510,267	3,778,851	4,163,869	4,745,648	1,235,381
	⑭	1,793,162	491,618	215,003	108,026	▲ 1,685,136
小計		19,677,640	18,980,335	19,464,440	19,830,650	153,010
分子合計 (A－B)		1,945,964	1,841,877	2,106,027	1,960,553	14,589
分母合計 (C－D)		17,455,711	16,750,560	17,262,903	17,673,483	217,772
実質公債費比率(単年度)		11.14801	10.99591	12.19973	11.09319	
実質公債費比率(3か年平均)				11.4	11.4	

※R3～R5平均 ※R4～R6平均

(注) ②・③は該当の金額がないため表に記載していない。

直近3か年の平均により算定した本市の実質公債費比率は、昨年度と同率の11.4%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

本市における実質公債比率（3か年平均）の推移は、次表のとおり。

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質公債費比率	11.0	11.4	11.4

4 将来負担比率

一般会計等が将来にわたって負担すべき実質的な負債総額の標準財政規模（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対する比率であり、地方公共団体の実質的な負債の規模を示す指標である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A \text{ (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)} - B \text{ (⑨+⑩+⑪)}}{\text{⑫}}$$

< (A) 将来負担額 >

- ① 地方債の現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債等繰入見込額
- ④ 組合負担等見込額
- ⑤ 退職手当負担見込額
- ⑥ 設立法人（土地開発公社等）の負債額等負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合連結実質赤字額負担見込額

< (B) 充当可能財源等 >

- ⑨ 充当可能基金
- ⑩ 充当可能特定歳入
- ⑪ 基準財政需要額算入見込額

< (⑫) 標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 >

- ⑫ 実質公債費比率の分母と同一

(単位：千円・％)

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 6 年度－令和 5 年度
A	①	37,460,834	35,324,895	32,874,208	▲ 2,450,687
	②	1,285,951	1,176,874	1,067,270	▲ 109,604
	③	3,771,403	3,632,765	3,370,225	▲ 262,540
	④	2,598,025	2,632,017	2,806,878	174,861
	⑤	5,448,357	5,180,566	5,063,480	▲ 117,086
	⑥	0	0	0	0
	⑦	—	—	—	—
	⑧	—	—	—	—
B	⑨	6,956,666	6,325,124	5,921,328	▲ 403,796
	⑩	3,258,210	3,469,281	3,345,107	▲ 124,174
	⑪	26,623,057	25,257,485	23,940,227	▲ 1,317,258
分子合計 (A－B)		13,726,637	12,895,227	11,975,399	▲ 919,828
分母 (⑫)		16,750,560	17,262,903	17,673,483	410,580
将来負担比率		81.9	74.6	67.7	

(注) ⑦・⑧は該当の金額がないため表に記載していない。

令和 6 年度の本市の将来負担比率は、昨年度の 74.6%から 6.9 ポイント低下した 67.7%であり、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

本市における将来負担比率の推移は、次表のとおり。

(単位：％)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
将 来 負 担 比 率	81.9	74.6	67.7

(会計区分のイメージ)

一般会計等	1①. 一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	
	1②. 一般会計等に属する特別会計	公債管理				
		母子寡婦福祉資金貸付				
		勤労者福祉共済				
		その他事業				
公営事業会計	2. 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	① 国民健康保険	資金不足比率(会計ごとに算定)	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計(このほか組合等の会計を含む)	
		② 介護保険				
		③ 後期高齢者医療				
		④ 農業共済				
		⑤ 老人保健医療				
		⑥ 介護サービス				
		⑦ 駐車場				
		⑧ 交通災害共済				
		⑨ 公営競技				
		⑩ 公立大学附属病院				
		⑪ 有料道路				
公営企業会計	3. 公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)	法適用企業・法非適用企業	① 水道事業	資金不足比率(会計ごとに算定)	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計(このほか組合等の会計を含む)
			② 簡易水道			
			③ 工業用水道			
			④ 軌道			
			④ 自動車運送			
			④ 鉄道			
			④ 船舶運航			
			⑤ 電気			
			⑥ ガス			
			⑦ 港湾整備			
			⑧ 病院			
			⑨ 市場			
			⑩ と畜場			
			⑪ 宅地造成			
⑫ 下水道						
⑬ 観光施設						
⑭ その他法適用事業						

第5 審査の意見

令和6年度の健全化判断比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。

直近3か年平均で算定される実質公債費比率は、令和6年度（令和4年度から令和6年度までの平均）は11.4%であり、令和5年度（令和3年度から令和5年度までの平均）と同率であった。直近3か年平均の比率に増減はなかったが、その要因となる令和3年度と令和6年度の比較において、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金の減等による元利償還金等の減があったものの、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費の減等による交付税算入額の減により分子が増加（0.75%）し、税収等の増による標準財政規模の増により分母が増加（1.25%）した。

また、令和6年度の将来負担比率は67.7%であり、令和5年度の74.6%と比較して6.9ポイント低下（改善）した。これは、比率算定において、地方債の現在高や退職手当負担見込額など将来負担額の減により分子が減少したこと、また標準財政規模の増により分母が増加したことが主な要因である。

物価高騰の影響や年々増加する扶助費等義務的経費の増加により更なる財政負担が見込まれることから、ますます厳しい財政運営が予想される。様々な行政需要があるなか、財政調整基金を活用しながら、適切な財政運営に努めているところであるが、今後も早期健全化団体となることのないよう、一層安定的な財政運営を図られたい。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和6年度茂原市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、資金不足比率は、下水道事業会計、農業集落排水事業会計ともに資金不足額が生じていないため算定されなかった。

資金不足比率の状況

(単位：%)

	区 分	令和6年度資金不足比率	経営健全化基準
法適用	① 下水道事業会計	—	20.0
	② 農業集落排水事業会計	—	20.0

※ 地方公共団体は、上記の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項)

※ 法適用の「法」とは、地方公営企業法のこと。

※ 農業集落排水事業会計は、令和6年度より地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行した。

1 資金不足比率

資金不足比率とは、下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して標準化し、経営状態の悪化の度合いを示した指標である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

<資金の不足額>

法適用企業 = (流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

法非適用企業 = (繰上充用額＋事業繰越額等＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額

<事業の規模>

法適用企業 = 営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

本市における資金不足額・資金剰余額の推移は、次表のとおり。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 下水道事業会計	283,472	432,758	431,350
② 農業集落排水事業会計	22,039	267,076	35,946

令和6年度の本市の下水道事業会計及び農業集落排水事業会計は、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されなかった。

本市における資金不足比率の推移は、次表のとおり。

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 下水道事業会計	—	—	—
② 農業集落排水事業会計	—	—	—

(注) 上記表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

本市における事業の規模（P11 資金不足比率算式参照）の推移は、次表のとおり。

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 下水道事業会計	683,672	709,187	684,382
② 農業集落排水事業会計	119,116	99,970	105,119

第 5 審査の意見

令和 6 年度の資金不足比率は、各会計において資金不足額は生じていないため算定されなかった。

今後も人口減少等に伴う使用料の減少や施設設備の老朽化による維持管理費の増加が見込まれるが、下水道事業及び農業集落排水事業とも、市民生活に密着した事業であることから、将来を見据えた事業経営に取り組まれない。

下水道事業会計においては、事業に必要な費用を下水道使用料で賄うことが原則とされているが、人口減少等に伴い使用料は減少する傾向にある。一方で、供用開始より約 50 年が経過していることから、施設の老朽化に伴う施設維持管理費の増加も懸念される。支出と収入の均衡を図りながら事業環境の変化を加味しつつ、引き続き経営の健全化・最適化に取り組み、持続可能な経営基盤を確立されるよう努められたい。

農業集落排水事業会計においては、国の繰出基準に基づく繰入金である一般会計負担金を充当してもなお事業費が不足する状況にあり、一般会計からの繰出基準外繰入金により収支均衡を保っている状況にある。今後、農業集落排水使用料の改定も考えられるところであるが、市民生活への影響を考慮しながら、将来にわたって安定的なサービスが提供できるような財源の確保と中長期的な視野をもった事業運営に取り組まれない。